

さいたま市契約公報

第24号

平成28年1月4日発行

発行所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市役所

(財政局契約管理部契約課)

目次

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（1件）
 - さいたま市立中等教育学校（仮称）整備事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 特定調達契約の落札者等の公示（4件）
 - 南部第10処理分区下水道工事（南建－27－204）・・・・・・・・・・・・・・・・10
 - さいたま市税システム社会保障・税番号制度対応改修業務（一次作業分）・・10
 - さいたま市立大宮北高等学校情報教育用パソコン賃貸借・・・・・・・・・・10
 - 教育用コンピュータシステム賃貸借（27年）・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 一般競争入札の告示（1件）
 - さいたまシティスタット基盤構築業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

○特定調達契約に係る一般競争入札の公告

さいたま市公告（調達）第68号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

平成28年1月4日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立中等教育学校（仮称）整備事業

(2) 履行場所

さいたま市大宮区三橋4-96外

(3) 事業概要

P F I－B T O方式により、さいたま市立大宮西高等学校を対象校とした学校教育法第一条の規定による中等教育学校を平成31年4月に開校及び前期課程開講、平成34年4月に後期課程を開講するための設計、建設を行った後、本市に所有権を移転し、事業期間中において維持管理・運営業務を実施する。

(4) 事業期間

契約締結日から平成49年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

(1) 入札参加者の構成等

ア 入札参加者は、本事業の各業務にあたる複数の企業等により構成される企業グループとする。

イ 入札参加者を構成する者（以下「入札参加者等」という。）のうち、本事業に係る特別目的会社（以下「S P C」という。）に出資を予定している者を「構成員」、S P Cに出資を予定して

いない者を「協力会社」とし、入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請時に構成員又は協力会社のいずれの立場であるかを明らかにすること。

ウ 入札参加者等は代表する企業（以下「代表企業」という。）を構成員より1者定め、代表企業が入札参加手続きを行うものとする。

エ 同一応募グループが複数の提案を行うこと及び応募グループの構成員又は協力会社が複数の応募グループを構成することは禁止する。

(2) 入札参加者等に共通する参加資格要件

入札参加者等は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

ア 入札参加者等の資格要件

(7) 次のいずれにも該当しない者であること。

a 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

b 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(イ) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）及びさいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加資格停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申し立てがされている者でないこと。ただし、更生計画の認可決定を得、かつ、更生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。

(エ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。

(オ) PFI法第9条に示される欠格事由に該当しないこと。

イ 関係会社の参加制限

当該入札に参加しようとする者で、次のいずれかの関係に該当する場合は、設計、建設、維持管理、運営及びその他の業務の各業務分野において、そのうちの1者しか参加できない。（次のいずれかの関係に該当する場合においても、業務分野が異なる場合は、同一応募グループ又は他の応募グループで参加可能である。）

(7) 資本関係

a 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による。以下同じ）と子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による。以下同じ）の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

a 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

- b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- c 平成27・28年度さいたま市競争入札参加資格者名簿において、一方の会社の契約締結権者が、他方の会社の契約締結権者を現に兼ねている場合

ウ その他の参加不適合者

- (7) 次の本事業のアドバイザー業務に携わっている者及び同社と2(2)イと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる者
 - a パシフィックコンサルタンツ株式会社
 - b アンダーソン・毛利・友常法律事務所
- (イ) 本事業の審査委員会の委員本人及び委員が属する企業並びに同社と2(2)イと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる者

(3) 入札参加者等の業務別の参加資格要件

入札参加者等のうち、次の業務に当たる者は、それぞれの要件を満たさなければならない。各業務にあたる者の資格要件を満たす者が資格要件を満たす複数の業務にあたることは認めるものとする。ただし、建設業務にあたる者と工事監理業務にあたる者が兼務することは認めない。また、2(2)イの資本関係及び人的関係にあると認められる者同士が建設業務と工事監理業務にあたることも認めない。

ア 設計業務にあたる者

設計業務にあたる者は構成員又は協力会社とし、次の(ア)から(オ)の要件を満たしていなければならない。ただし、業務にあたる者が複数である場合は、全体で全ての要件を満たすこととし、そのうちの1者は(ア)から(エ)の要件を、他の者は(ア)及び(イ)の要件を満たすこと。また、調査業務及びその他関連業務のみにあたる者は、(オ)の要件を満たすこと。

- (ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (イ) さいたま市の特定調達契約に係る設計・調査・測量の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業務「建築関連コンサルタント」の資格を有すると認められた者であること。なお、平成27・28年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）に同業務で登載されている者については、平成27年度及び平成28年度におけるさいたま市の特定調達契約に係る競争入札の参加資格を有すると認められた者とみなす。
- (ウ) 常勤の自社社員で、3ヶ月以上の直接的な雇用関係がある建築士法に基づく一級建築士の資格を有する者を適切に配置し得る者であること。また、落札後においては、実際に配置する資格者の変更は原則として認めない。
- (エ) 平成17年4月1日以降に、延べ床面積5,000㎡以上の学校の校舎整備に係る新築又は改築（一部を除く）の基本設計又は実施設計業務を元請として受託し、かつ履行した実績を有していること。
- (オ) さいたま市の特定調達契約に係る設計・調査・測量の競争入札の参加資格に関する審査を受け、いずれかの業務の資格を有すると認められた者であること。なお、平成27・28年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）にいずれかの業務で登載されている者については、平成27年度及び平成28年度におけるさいたま市の特定調達契約に係

る競争入札の参加資格を有すると認められた者とみなす。

イ 建設業務（工事監理業務を除く）にあたる者

建設業務（工事監理業務を除く）にあたる者は構成員とし、次の(ア)から(ウ)の要件を満たしていなければならない。ただし、業務にあたる者が複数である場合は、そのうちの1者は(ア)から(ウ)の要件を満たし、他の者は(イ)の要件を満たすこと。ただし、備品等移設業務及び什器備品設置業務のみにあたる者は、(カ)の要件を満たすこと。また、(ア)から(ウ)の要件を満たす構成員を1者含むことで、他の者は協力会社とすることも可能とする。

(ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく建築工事業及び土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。

(イ) さいたま市の特定調達契約に係る建設工事の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業種「建築工事業」の資格を有すると認められた者であること。なお、平成27・28年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（建設工事）に同業種で登載されている者については、平成27年度及び平成28年度におけるさいたま市の特定調達契約に係る競争入札の参加資格を有すると認められた者とみなす。

(ウ) 当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を適切に配置し得る者であること。なお、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、3箇月以上の直接的な雇用関係があること。また、落札後においては、実際に配置する技術者の変更は原則として認めない。

(エ) 平成17年4月1日以降に、延べ床面積5,000㎡以上の学校校舎の工事を施工した実績を単独又は共同企業体の構成員（いずれも元請）として有していること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、その共同企業体中最大の出資比率で、自社の監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置した場合に限る。

(オ) 建設業法第27条の23の規定に基づく直前の経営事項審査（建築）に係る総合評価値が1,100点以上の者であること。

(カ) さいたま市の特定調達契約に係る物品納入等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、いずれかの営業種目の資格を有すると認められた者であること。なお、平成27・28年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）にいずれかの営業種目で登載されている者については、平成27年度及び平成28年度におけるさいたま市の特定調達契約に係る競争入札の参加資格を有すると認められた者とみなす。

ウ 工事監理業務にあたる者

工事監理業務にあたる者は構成員又は協力会社とすること。具体的な要件は、2(3)アに求める要件と同等のものとする。また、2(3)ア(エ)の要件中、「基本設計又は実施設計業務」とあるのは、「基本設計、実施設計又は工事監理業務」と読み替えるものとする。

エ 維持管理業務にあたる者

維持管理業務にあたる者は構成員又は協力会社とし、次の(ア)から(ウ)の要件を満たしていなければならない。ただし、業務にあたる者が複数である場合は、そのうちの1者は(ア)から(ウ)の要件を満たし、他の者は(ア)及び(イ)の要件を満たすこと。

(ア) 維持管理業務の遂行において、担当する業務に必要な資格（許可、登録、認定等）及び資格者を有すること。

(イ) さいたま市の特定調達契約に係る業務委託の競争入札の参加資格に関する審査を受け、当該維持管理業務に必要な業務「建物管理等」、「警備」、「清掃」、「保守点検」又は「電算」のいずれかの資格を有すると認められた者であること。なお、平成27・28年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に同業務で登載されている者については、平成27年度及び平成28年度におけるさいたま市の特定調達契約に係る競争入札の参加資格を有すると認められた者とみなす。

(ウ) 平成17年4月1日以降に、公共施設の維持管理業務について1年以上の実績を有していること。

オ 運営業務にあたる者

運営業務にあたる者は、次の(ア)から(ウ)の要件を満たしていなければならない。ただし、業務にあたる者が複数である場合は、そのうちの1者は(ア)から(ウ)の要件を満たし、他の者は(ア)及び(イ)の要件を満たすこと。

(ア) 運営業務の遂行において、担当する業務に必要なとなる資格（許可、登録、認定等）及び資格者を有すること

(イ) さいたま市の特定調達契約に係る業務委託の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業務「給食」の資格を有すると認められた者であること。なお、平成27・28年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に同業務で登載されている者については、平成27年度及び平成28年度におけるさいたま市の特定調達契約に係る競争入札の参加資格を有すると認められた者とみなす。

(ウ) 平成17年4月1日以降に、学校施設等での400食以上の給食調理について1年以上の実績を有していること。

カ その他の業務にあたる者

2(3)アからオの業務にあたらぬ者が参加する場合は、その他の業務にあたる者として参加するものとする。その他の業務にあたる者は、(ア)及び(イ)の要件を満たすこと。

(ア) 業務の遂行において、担当する業務に必要なとなる資格（許可、登録、認定等）及び資格者を有すること。

(イ) さいたま市の特定調達契約に係る業務委託の競争入札の参加資格に関する審査を受け、資格を有すると認められた者であること。なお、平成27・28年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に登載されている者については、平成27年度及び平成28年度におけるさいたま市の特定調達契約に係る競争入札の参加資格を有すると認められた者とみなす。

(4) 競争入札参加資格者名簿に登載のない者の参加

平成27年度さいたま市の特定調達契約に係る競争入札の参加資格者名簿に登載のない者又は平成27・28年度さいたま市競争入札参加資格者名簿に登載のない者（定めている業務、業種及び営業種目について登載のない者を含む。）が構成員又は協力会社として入札参加を希望する場合には、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式より、本入札の公告日から平成28年2月15日までに、平成27年度における特定調達に係る競争入札参加資格審査の申請を行うこと。また、平成28年度については、平成28年4月1日から平成28年4月8日までに、平成28年度における特定調達に係る競争入札参加資格審査の申請を行うこと。この場合、平成28

年4月1日から特定調達契約参加資格を有すると認められるまでの間については、当該資格要件について資格要件を満たさないことを認める。

(5) 参加資格確認基準日等

参加資格確認基準日は参加資格確認申請書の締切日とする。

(6) 参加資格の喪失

ア 参加資格確認基準日の翌日から開札日までの間、入札参加者の構成員又は協力会社のいずれかが資格要件を欠くに至った場合、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成員又は協力会社が参加資格を欠くに至った場合は、当該入札参加者は、参加資格を欠いた構成員又は協力会社に代わって、参加資格を有する構成員又は協力会社を補充し、参加資格等を確認の上、市が認めた場合は、入札に参加できるものとする。

イ 開札日の翌日から落札者決定日までの間、入札参加者の構成員又は協力会社のいずれかが資格要件を欠くに至った場合（ただし2(2)ア(イ)については、「本入札の公告日から入札日までの間」を、「開札日の翌日から落札者決定日までの間」と読み替えるものとする。）、市は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成員又は協力会社が参加資格を欠くに至った場合で、当該入札参加者が、参加資格を欠いた構成員又は協力会社に代わって、参加資格を有する構成員又は協力会社を補充し、市が参加資格の確認及び設立予定のSPCの事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該入札参加者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。なお、この場合の補充する構成員又は協力会社の参加資格確認基準日は、当初の構成員又は協力会社が参加資格を欠いた日とする。

ウ 落札者決定日の翌日から基本協定締結日までの間、落札者の構成員又は協力会社のいずれかが資格要件を欠くに至った場合、市は落札者と基本協定を締結しない場合がある。ただし、代表企業以外の構成員又は協力会社が参加資格を欠くに至った場合で、当該落札者が、参加資格を欠いた構成員又は協力会社に代わって、参加資格を有する構成員又は協力会社を補充し、市が参加資格の確認及び設立予定のSPCの事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該落札者と基本協定を締結する。なお、この場合の補充する構成員又は協力会社の参加資格確認基準日は、当初の構成員又は協力会社が参加資格を欠いた日とする。

(7) 予定価格

本事業の予定価格は次のとおりとする。

予定価格 8, 186, 863, 000円（消費税及び地方消費税を含まない）

予定価格は、事業期間にわたるサービス購入料を単純に合計した金額であり、事業契約書案に規定する金利変動及び物価変動に応じた改定は見込んでいない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市公式Webサイト内のさいたま市立中等教育学校（仮称）整備事業ホームページからダウンロード

<http://www.city.saitama.jp/003/002/008/006/p042805.html>

イ さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育課 高校教育課（さいたま市役所 9 階）

担当 原田 樋口 電話 048（829）1673

(2) 交付期間

公告の日から平成 28 年 2 月 26 日（金）まで（3(1)イにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成 13 年さいたま市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで）

(3) 交付費用

無償

4 参加表明書兼参加資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、参加表明書及び確認審査の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 参加表明書兼参加資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

なお書留郵便（簡易書留郵便を含む。）による提出の場合、平成 28 年 2 月 26 日（金）午後 4 時必着とする。

(3) 受付場所

3(1)イに同じ

(4) 提出方法

持参又は書留郵便によるものとする。

5 参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)イに同じ

(2) 交付日時

平成 28 年 3 月 9 日（水）午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

(3) その他

郵送希望者については、4 の書類提出時において返信用封筒に 82 円切手を添付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

落札者の決定に当たっては、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式をもって行うので、入札説明書において示す入札書及び提案書を提出すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）

をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書作成時の留意事項

ア 入札書は、封筒に入れ、密封して提出すること。

イ 入札価格は、予定価格と同様、事業期間にわたるサービス購入料を単純に合計した金額とし、契約書案に規定する金利変動、物価変動及び利用者数等の変動に応じた改定は見込まないこと。

ウ 入札価格には、消費税及び地方消費税を加えないこと。

エ 事業計画に関する提案書との整合性を確保すること。

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

平成28年4月26日（火）必着。書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育
教育部高校教育課

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時

平成28年4月28日（木）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第5会議室

(5) 入札保証金

入札保証金はさいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定により、免除する。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成28年4月28日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(4)イに同じ

(7) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で入札説明書で指定する性能等の要求水準を満たしている提案をした入札者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を決定する。

(8) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市制定）第15条に該当する入札は無効とする。

(9) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育教育部高校教育課
電話 048(829)1673

7 契約手続等

(1) 契約保証金

設計・建設業務の対価の100分の10以上及び後期課程の開講後の維持管理・運營業務に係る対価（平成34年4月～平成49年3月）を15で除した額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

要

8 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課

電話 048(829)1179

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(3) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局学校教育課及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Contract for tender: Design, Construction, and Maintenance of Saitama Municipal Secondary School

(2) Date and time of tender: April 28, 2016, 10:00 a.m

(3) Contact point for the notice: High School Education Division, Department of School Education, Board of Education Secretariat, Saitama City

6-4-4 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan

TEL: 048-829-1673

○特定調達契約の落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成28年1月4日

さいたま市長 清水 勇 人

「掲載事項」

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所（法人の場合はその名称及び所在地） ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦公告又は公示をした日 ⑧随意契約によることとした理由

さいたま市公告第98号

①南部第10処理分区下水道工事（南建-27-204） 工事延長2062.9m 管きょ工（シールド・仕上がり内径2000mm）2058.6m 特殊マンホール工1箇所 立坑工1箇所 付帯工一式 ②さいたま市財政局契約管理部契約課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ③平成27年12月7日 ④村本・奈良・太洋基礎工業特定共同企業体 代表構成員 村本建設株式会社埼玉営業所 所長 渡邊忠俊 さいたま市大宮区仲町2-80-1 構成員 奈良建設株式会社東京支店 支店長 佐藤貢一 東京都中央区日本橋茅場町3-12-9 NIビル7階 構成員 太洋基礎工業株式会社東京支店埼玉営業所 東京支店埼玉営業所長 坂井玲次郎 さいたま市緑区東浦和4-6-10 サンルーツマンション ⑤1,971,000,000円（税込） ⑥一般競争入札 ⑦平成27年10月15日さいたま市公告（調達）第65号

さいたま市公示第99号

①さいたま市税システム社会保障・税番号制度対応改修業務（一次作業分） 一式 ②さいたま市財政局税務部市民税課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ③平成26年10月3日 ④富士通株式会社関東支社 支社長 田上正史 さいたま市大宮区桜木町1-11-20 大宮JPビルディング ⑤29,160,000円 ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号該当

さいたま市公示第100号

①さいたま市立大宮北高等学校情報教育用パソコン賃貸借 一式 ②さいたま市教育委員会事務局学校教育課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ③平成27年11月27日 ④富士通リース株式会社関東支店 支店長 毛利優 さいたま市大宮区桜木町1-11-20 ⑤682,236円（月額） ⑥一般競争入札 ⑦平成27年10月15日さいたま市公告（調達）第66号

さいたま市公示第101号

①教育用コンピュータシステム賃貸借（27年） 一式 ②さいたま市教育委員会事務局学校教育課教育研究所 さいたま市浦和区岸町6-13-15 ③平成27年11月16日 ④日通商事株式会社埼玉支店 支店長 高崎庸夫 さいたま市中央区大字下落合1079-1 ⑤13,732,200円（月額） ⑥一般競争入札 ⑦平成27年9月30日さいたま市公告（調達）第64号

○一般競争入札の告示

さいたま市告示第1803号

さいたまシティスタット基盤構築業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法

施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成27年12月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたまシティスタット基盤構築業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から平成28年3月25日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 平成27・28年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に業務「電算」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 平成25年以降に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と同種同規模の契約実績が2件以上あることを証明した者であること。

3 入札説明書の交付等

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するとともに、仕様書を貸与する。

(1) 交付等場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部

電話 048（829）1035

(2) 交付等期間

告示の日から平成28年1月15日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 交付等費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 2(4)を証明する契約書の写し

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

平成28年1月21日（木）及び平成28年1月22日（金）各日午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

平成28年1月28日（木）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所5階会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成28年1月28日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定において無効と定める入札は、これを無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部

電話 048(829)1035

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。